

# 西洋中世学会第6回大会

## 自由論題報告・報告要旨

(6月21日(土) 14:00~18:00、明德館1階1番教室)

### 第1報告 中世ヨーロッパにおけるユダヤ人儀礼殺人と聖体祭儀——1255年リンカンのヒューの事例——

菊池 智子 (神戸大学研究員)

リンカンのヒューの儀礼殺人は、1144年にノリッジで起こった儀礼殺人事件の再演であると見なされてきたため、これまで物語そのものの精査が行われてこなかった。そこで近年のノリッジの事件の再評価ならびにユダヤ人に対する中傷と神学論における影響関係の解明という課題に則り、ヒューの儀礼殺人物語を12-13世紀の聖体教義をめぐる動きから捉えなおす。

まず12世紀から13世紀にかけて、ユダヤ人の罪と罰の理解がキリストの流血とユダヤ人の下血という対比へと変化することで、儀礼殺人と聖体の概念が結びつく余地が生まれた。1096年のユダヤ人殉教事件がキリスト教神学に影響した結果、キリスト殺害に対する血の復讐としてユダヤ人が下血の罰を受けているとする考えが現れた。さらに、食することで罪があがなわれるとする聖体教義が転じて、聖体を拝領したキリスト教徒を殺害することで、ユダヤ人が罰としての出血を止めることができるとする発想が生まれた。

儀礼殺人は上記の血の中傷と徐々に結びついていった。1150年代にイングランドで書かれたノリッジの事件についての叙述では、まだ儀礼殺人は血の復讐の文脈で語られていない。しかし12世紀末から13世紀初頭にかけての北フランスでは、キリスト教徒の流血に対する報復の文脈で儀礼殺人が語られている。さらに1230年代のドイツでは出血の治癒のためにキリスト教徒の血が使われることが暗示されており、12世紀半ばまでに儀礼殺人が血の復讐の文脈で理解されていたことが分かる。

これらを踏まえてヒューの儀礼殺人をノリッジについての叙述と比較すると、犠牲者の少年の位置づけがキリストの模倣から聖体の代理へと変化していることが分かる。このことは、イングランドにおける反ユダヤ主義が、大陸の動向と歩調を合わせて変化していたことを明らかにするものである。

## 第2報告 芸術庇護としての弔い——ヴァザーリ『芸術家列伝』におけるエピタフ、墓碑、追悼——

古川 萌（京都大学大学院）

16世紀の画家・建築家ジョルジョ・ヴァザーリ（1511-1574）が著した『芸術家列伝』（初版1550、二版1568）は、13～16世紀のイタリアの芸術家たちの生涯を綴った伝記集である。そこに収録された伝記の多くは、とりわけ初版において、芸術家に捧げられたエピタフで締めくくられている。エピタフの収集と記録は、『芸術家列伝』において、どのような意味を持ち得たのだろうか。

『芸術家列伝』におけるエピタフについての研究は、詩の形態とパターンの分析（Pellegrino, 2004）や、あるいは「墓碑に貼りつける」慣習と関連づけた議論（Gahtan, 2011）はあっても、『芸術家列伝』に固有な文脈において論じられることはなかった。しかし、この書物は共和制の崩壊と君主制への移行という転換期にあったフィレンツェの政治と無関係ではない。トスカーナ美術の発展を謳いあげ、それをフィレンツェ公コジモー世（1519-1574）をはじめとするメディチ家の援助に帰するヴァザーリの語り口は、コジモの政治的意図を意識したものであった。エピタフもまたそうした文脈で捉えなおされることにより、その役割が見えてくるにちがいない。

本発表では、『芸術家列伝』出版時のヴァザーリとコジモー世の状況に鑑み、これらのエピタフ収集・記録が、「芸術家を手厚く弔う」ことによるメディチ家の芸術庇護の一環であることを明らかにする。卓越した芸術家にふさわしい墓碑を与え、エピタフによって名声を謳う行為の例として、ここではフィレンツェ大聖堂に現存する芸術家の墓碑群を取りあげたい。コジモー世が芸術家の墓碑を建てることによって、自らをフィレンツェ共和国のメディチ家、すなわちコジモ・イル・ヴェッキオやその孫ロレンツォに連なる正統なフィレンツェ統治者として強調しようとしたことが確認できるだろう。本発表を通して、15～16世紀イタリアにおける芸術庇護の多様な方法の一端を浮かび上がらせたい。

## 第3報告 エラスムスにおける寛恕と限界——時間的猶予における改善可能性——

河野 雄一（慶應義塾大学大学院）

本発表の目的は、エラスムス（Desiderius Erasmus, c.1466-1536）の「寛恕」論の思想的意義を明らかにすることである。先行研究は、寛容を *tolerantia* として捉えて宗教的異端の問題に限定して論じてきたため、他の諸側面を看過してきた。これに対して本発表は、*clementia* を中心概念とした君主の美德として重視される「寛恕」に着目し、宗教的異端への対処のみならず君主統治や神学的救済論の問題を考察することによって、エラスムス「寛恕」論の固有の意義を明らかにすることを試みたい。

悔い改めの時間性を特徴とする「寛恕」の問題は、キリスト教教義と政治権力の緊張対立関係に関わり、エラスムス政治思想研究史上最大の論点と言っても過言ではない。「寛恕」の限界とい

う視点を採用するとき、「寛恕」論からはキリスト教教義に還元されないエラスムスにおける権力作用としての「政治」を析出することが可能となり、ひいては教育思想、政治思想、神学思想などを含むその思想世界の解明が期待される。

議論の手順として、第一に、エラスムス統治論における死刑の問題を扱うことで、国内統治における寛恕の問題とその限界を明らかにする。第二に、戦争の問題を扱うことで、国際関係における寛恕の問題とその限界を指摘し、エラスムスとその寛容論との関係において死刑と戦争を類比的に考えていたことを明らかにする。第三に、人間形成的側面を重視する「寛恕」論が現世の統治のみならず、神の審判における救済と地獄を分かちメルクマールであり、彼の政治思想と神学思想を媒介する鍵であることを根拠づけ、「寛恕」の限界においてエラスムスにおける「政治」が現出することを浮き彫りにしてむすびとしたい。

#### 第4報告 時祷書の性別——『ピエール2世の時祷書』をめぐって——

田辺 めぐみ（帝塚山学院大学（非常勤））

中世末期の多くの女性が所有した時祷書は、当時の女性の立場や具体的な境遇を把握するための貴重な資料とされてきた。ただし注文主が男性である場合が少なくなかった事実に鑑みれば、写本に認められる「女性性」が女性のありようを具現化したものなのか、女性のあるべき姿を教示するものなのかを判別することは必ずしも容易ではない。かかる問題が男性所有の時祷書には見出せないにもかかわらず、男性のジェンダーが検討されることはなかった。

15世紀半ばに制作された「ピエール2世の時祷書(フランス国立図書館ラテン語 1159番)」は、その一例である。紋章、祈禱像、そしてテキストの内容からブルターニュ公ピエール2世によって注文・所有されたことが明白なこの写本には、多彩な図像や装飾が施されている。それらを多角的に考察したクリスティアン・ド・メランドルは、公の政治的な野望を指摘している。いっぽう本発表者は、他のブルターニュ時祷書との比較をまじえながら図像の選択や表象形態に認められる特異性を仔細に検討し、非業の死を遂げた兄弟の魂にたいする救済や公国の繁栄を希う公の姿を浮き彫りにしている。

いずれの考察も当時の歴史的、社会的、政治的背景に加え、ピエール2世の心性までも示唆してはいるものの、「男性性」は全く看過されている。しかしながら当該写本が内包する「純潔」や「子宝祈願」の多様な表象を他の時祷書の作例に照らし合わせれば、各々の生成過程に性差の問題が複雑に絡んでいることを推察せざるをえない。そこで本発表では『ピエール2世の時祷書』の図像・装飾プログラムをかかるとの視座より捉え直し、ジェンダー研究の有益なあり方と、その展望を提示したい。

## 第5報告 マックス・ヴェーバーの中世国家論——レーエン封建制を手掛りに——

羅 太順（京都大学大学院）

本報告の目的は、マックス・ヴェーバーのレーエン封建制論、特に王権に関する彼の議論を考察することによって、彼が西洋中世の国家構造をどうみていたかを明らかにすることである。

従来のヴェーバー研究においては、主に近代化理論の枠組みの中で、彼が近代主義者かそれとも近代批判者かを議論してきた。それゆえ、彼の古代・中世史論はほぼ蔑ろにされた。とはいえ、ヴェーバーの西洋中世論に関する議論は、学史上、まったくないわけではない。周知のように、西洋中世の封建制をめぐる堀米庸三と世良晃志郎との論争は、多かれ少なかれヴェーバーの西洋中世論を参照している。

彼らの論争の焦点は、中世国家の構造におけるレーエン封建制の性質および役割であった。堀米は、レーエン封建制を純然たる私法的関係に基づくものとし、それ自体としては国家形成の機能に果たしえなく、国王の権威があったからこそ、つまり、たとえそれが単なる精神的権威であるにしても、存在していたから中世国家が成立しえたとする。それゆえ、堀米にとってレーエン封建制は、単なる国王が貴族を支配する一つ的手段にすぎなかった。

それに対し、世良はレーエン封建制を国法としての機能を発揮したとし、国王の権威は、観念的には安定しているが、しかしそれは現実の国王の地位の不安定性をカバーするためのイデオロギイ的粉飾にすぎないとする。それゆえ、世良にとってレーエン封建制は、貴族が最高封主に最高権威を付与することであり、封建的王権はレーエン封建制自体の要請にすぎなかった。

それでは、ヴェーバーはレーエン封建制を私法的性質をもっているとしたのか、それとも公法的性質をもっているとしたのか。そして、王権はどうみていたのか。本報告においては、これらの議論を中心に検討する。